

## 郡山市防犯カメラ管理運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市が管理する道路及び施設（以下「道路等」という。）に防犯の目的で設置した防犯カメラの運用について、必要な事項を定める。

2 市は、道路等に設置した防犯カメラの運用に際して、その設置の目的を適正かつ効果的に達成するように努めるとともに、自己の映像を撮影及び記録された者の個人情報保護を図らなければならない。

(防犯カメラ)

第2条 この基準において、防犯カメラとは、セーフコミュニティ課が設置するもので、主に犯罪の予防を目的として、道路等の特定の場所に常設するカメラ並びに当該カメラにより撮影した映像の表示、通信及び記録のために必要な関連機器により構成される装置をいう。

(管理責任者等)

第3条 防犯カメラの適正な設置、運用及び維持管理を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

2 管理責任者は、セーフコミュニティ課長をもって充てる。

3 管理責任者を補佐するために、防犯カメラ管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置くものとする。

4 管理取扱者は、セーフコミュニティ課の職員をもって充てる。

(設置場所及び運用時間等)

第4条 市は、市の区域を管轄する警察署等関係機関の意見を聴いた上で、犯罪や子どもへの声掛け等の事案が多く発生している地域の防犯上特に必要と認められる道路等（以下「撮影対象区域」という。）を撮影及び記録（以下「撮影等」という。）するため、防犯カメラを設置するものとする。

2 防犯カメラの運用時間は、原則として1日につき24時間とする。

3 防犯カメラにより撮影等をした映像（以下「画像」という。）を保存する期限（以下「保存期限」という。）は、画像を記録した日から起算して7日とする。なお、特に自転車等駐車場に設置する防犯カメラの保存期限は、画像を記録した日から起算して7日以上とする。

4 保存期限を経過した画像の消去は、新たな画像を上書きする方法により行う。

(設置に係る措置)

第5条 管理責任者は、防犯カメラの設置に際して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 撮影対象区域を設置の目的達成に必要な最小限の範囲となるように調整すること。

(2) 撮影対象区域の見やすい場所に、設置者及び防犯カメラを設置している旨を表示

すること。

(3) 画像の漏えいを防止するため、画像を表示する機器及び録画をする機器は、管理責任者の許可を得た者以外の操作をさせないこと。

(画像の取扱い)

第6条 画像の取扱いについては、郡山市情報公開条例(平成13年郡山市条例第44号)及び郡山市個人情報保護条例(平成6年郡山市条例第5号。以下「個人情報保護条例」という。)に定めるところによる。

2 管理取扱者は、管理責任者の指示により必要と認められる画像の内容及び範囲を検索するものとする。

(委託に係る措置)

第7条 市は、防犯カメラの運用に係る業務を他の者に委託することができる。この場合において、受託者との委託契約等において、個人情報保護条例に基づき個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第8条 管理責任者及び管理取扱者は、防犯カメラの運用に係る業務の際に知り得た画像の情報を、他に漏らしてはならない。

(苦情処理)

第9条 管理責任者は、防犯カメラの設置、運用等に関する苦情等を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(委任)

第10条 この基準に定めのない事項については、管理責任者が別に定める。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。